

令和4年度
法務省事前評価実施結果報告書

令和4年8月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画(平成31年3月29日決定)に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和4年度事前評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	
	犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究	6
(2)	施設の整備	
	広島拘置所新営工事	19
	(広島拘置所新営工事事業評価資料)	
	広島法務総合研修寮(仮称)新営工事	30
	(広島法務総合研修寮(仮称)新営工事事業評価資料)	
	横浜法務総合庁舎新営工事	40
	(横浜法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
(参考資料)		
	法務省大臣官房施設課における事業評価システム	52
(別添)		
	「令和4年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」	

政策体系

基本政策

政策

施策

基本法制の維持及び整備

- 1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）
 - (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）
- 2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）
 - (1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）
 - (2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）
 - (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）
 - (4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）
 - (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）
- 3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持(犯罪被害者等のための施策を含む。)

- 4 再犯の防止等の推進(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。)

- (1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。)

- 5 検察権の適正迅速な行使(国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) 適正迅速な検察権の行使(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

- 6 矯正処遇の適正な実施(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備(矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施(職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)

- 7 更生保護活動の適切な実施(犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等(保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促

進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を

確保し、能力の開発・向上を図る。)

令和4年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （ - 3 - (1) ）		
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	令和4年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

犯罪被害者等基本法により、政府は、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（犯罪被害者等基本計画）を策定することとされ、これまでに3次にわたる策定を経て、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画を策定した。法務省は、同計画において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施することが求められている。そこで、これまで犯罪被害の動向に関する調査・研究を実施し、犯罪被害者等のための施策立案に寄与する基礎資料を提供してきた法務総合研究所として、今後、特別研究「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究（仮称）」というテーマで、以下の二つの調査を行い、その結果を踏まえた分析を行いたいと考えている。

ア 第6回犯罪被害実態（暗数）調査

犯罪被害者等の施策を始めとする効果的な刑事政策を考える場合、その前提として、犯罪情勢を正確に把握することが不可欠である。その方法の一つに「暗数」、すなわち、認知件数と実際に発生している事件数との間の差を、一般国民を対象としたアンケートによって調査する方法（以下、「暗数調査」という。）がある。暗数調査は、効果的な刑事政策を考える上で、犯罪情勢を正確に把握するために不可欠な方法である。

暗数調査は、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べるもので、一般国民から無作為抽出した調査対象者に対する調査結果に基づき、犯罪被害率を統計的に推定する。暗数調査は、サンプル調査の結果から全体を推計するため、統計的なサンプル誤差をできるだけ小さくする必要性から、サンプル数はある程度多いことが望ましいとされている。

認知件数と暗数は、犯罪情勢を知る上で表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって、効果的な犯罪被害者に関する施策、特定の犯罪類型の被害実態把握に基づく効果的な犯罪予防対策などを考えることができる。

従前、法務総合研究所は、国連が、世界規模で定期的実施していた暗数調査である国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey、ICVS）の第4回調査に参加する形で、平成12（2000）年に第1回犯罪被害実態（暗数）調査を実施した後、4年に1回のサイクルでこれを行い、直近では平成31（2019）年に第5回調査を実施し、これらの成果を犯罪白書及び法務総合研究所研究部報告（以下「研究部報告」という。）として公表してきた。

暗数調査は、定期的実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能とな

るため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、第6回犯罪被害実態（暗数）調査を実施する必要がある。

イ 特定犯罪被害者調査

社会の複雑化、インターネット・SNS等の技術発展及びそれらに伴う生活様式の変化に伴って犯罪が複雑化する中、近年、一層多様化する犯罪被害者の実態を十分に把握し、各種施策に反映させる必要性はますます高まっている。そして、そのためには、どのような犯罪がどのくらい発生しているかという実態を定点的に明らかにする暗数調査に加え、個々の犯罪被害者が置かれた状況や心情等に関する詳細な調査を実施することが必要である。

この点、法務総合研究所は、昭和61年版犯罪白書特集「犯罪被害の原因と対策」を始め、平成11年版犯罪白書特集「犯罪被害者と刑事司法」、研究部報告7「犯罪被害の実態に関する調査」（平成12年）等において、犯罪被害者の実態等について調査した結果を紹介しているが、それらの調査研究から相当の年月が経過しているとともに、今般、前記犯罪被害者等基本計画が策定されるなど犯罪被害者の実態やニーズの把握等がより一層求められている情勢にある。前記のとおり、同計画においては、性犯罪被害者、障害者等の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討が求められているところ、とりわけ、精神に障害を有する犯罪被害者については、自らが遭遇した被害等を適切に申告できないまま潜在化してしまうことが多く、前記暗数調査ではその個別的な実態把握が困難であることを踏まえ、かかる被害者について、実効性ある犯罪予防及び支援の立案・実施に資するべく、その実態の解明と支援に焦点を当てた調査を行うこととしたい。

（2）目的・目標

二つの調査を通じて、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという犯罪情勢を把握するとともに、犯罪被害者の特性に着目し、個々の犯罪被害者が置かれた状況等を分析することにより、犯罪被害の実態を解明し、有効かつ適切な被害防止及び被害者支援等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供するとともに、それらの施策の提言を実施することを目的とする。

ア 第6回犯罪被害実態（暗数）調査

国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を用いた調査を実施し、警察に届けられなかった犯罪の種類及び件数等を推定し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態、動向を明らかにする。

イ 特定犯罪被害者調査

調査・実態把握が必要と考えられる精神障害を有する犯罪被害者について、犯罪被害に遭った経緯や犯罪被害による多方面への影響等、その置かれた状況等に関する実態の詳細を明らかにする。

（3）具体的内容

ア 研究期間

令和5年度から6年度までの2か年

イ 第6回犯罪被害実態（暗数）調査

（ア）調査内容

調査対象者

全国から16歳以上の者を層化二段無作為抽出法¹により抽出する。

調査項目

第5回調査で用いた国際標準の調査項目（「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等）に

関するもの)を使用する。また、我が国に特有の必要性のある事項については、前記国際標準の調査項目とは別に、調査事項とする。

(イ) 調査方法

前記調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者から個別に聴取して調査を行う。なお、調査の実施及び基礎集計データベースの作成は、予算の範囲内で民間業者に委託して行う。

(ウ) 分析方法

犯罪被害実態については、過去の調査結果等と比較しながら、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

ウ 特定犯罪被害者調査

(ア) 調査内容

調査対象者

精神障害者(精神保健福祉法第5条に規定する「精神障害者」をいい、知的障害者等を含む。)である犯罪被害者

調査項目

被害者の属性、被害の内容、被害を受けたことによる影響、事件後の加害者からの慰謝、加害者に対する感情、被害後に利用した社会資源等

(イ) 調査方法

まずは、精神に障害を有する者が被害者となった刑事事件の判決書や刑事確定記録を調査する。加えて、犯罪被害者の支援や統計・分析に造詣の深い専門家を招へいして研究会を開催し、調査項目の選定や分析の視点、分析手法について助言を得るとともに、国内外の最新の知見を収集する予定である。さらに、被害者への様々な支援を行っている国内外の諸団体等の実地調査や文献調査を行うことを検討する。

(ウ) 分析方法

前記の調査の結果について、犯罪被害による影響、犯罪被害者の置かれた状況、必要な被害防止策及び支援策を検討する観点から専門家の助言を受けながら、量的・質的の両面から分析する。

エ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会(学者委員8名、法務省の他部局員4名の計12名により構成)において、本研究の前記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準(別紙1)第4の1に掲げる各評価項目について4段階(AからD)で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、令和4年5月9日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った(各評価項目の評点は別紙2のとおりである。)

(必要性の評価項目)

本研究は、政府の第4次犯罪被害者等基本計画において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施することが求められていることなどから、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという犯罪情勢を把握するとともに

に、犯罪被害者の特性に着目し、個々の犯罪被害者が置かれた状況等を分析するために行うものである。本研究は、犯罪被害の実態を解明し、有効かつ適切な被害防止及び被害者支援等の施策の在り方を検討するための基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。

暗数調査は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる6回目の調査であり、これまでの研究との比較及び国際的な比較が可能である。特定犯罪被害者調査は、プライバシー性が極めて高い犯罪被害者について、刑事事件記録や判決書を活用して行うものであり、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。

さらに、暗数調査は、定期的実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第5回調査から4年が経過しているところ、今般、前記基本計画が策定されるなど犯罪被害者の実態やニーズの把握等がより一層求められ、その救済が喫緊の課題となっている情勢にあることから、早期に本研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

暗数調査の調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約200か所の地点から全国の16歳以上の男女7,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みであり、調査対象の設定として適切である。特定犯罪被害者調査については、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者を調査対象としており、基本的に合理的であるものの、精神作用物質による依存症等も含まれることとなり、調査対象が広すぎる可能性もあるため、なお検討を要するが、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

また、本研究は、刑事司法分野の実務家である法務省法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施する暗数調査と、前記研究官等が刑事事件記録等による調査を実施する特定犯罪被害者調査を併せて行い、得られた調査結果につき専門家の助言を得ながら、前記研究官が統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであり、適切な実施体制・手法に基づいている。特定犯罪被害者調査については、判決書や刑事事件記録等による調査だけでは、統計的に有意な量的調査を行えるか疑問の余地があり、判決後の事情等についての実態把握も不十分と思われることから、質的調査を充実させるその他の調査手法を更に検討する必要があるものの、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

さらに、暗数調査は、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施するものであり、集計されたデータの分析は、前記研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。特定犯罪被害者調査は、前記研究官等が刑事事件記録や判決書により情報を収集するものであり、経費を抑えつつ、分析に必要な情報を得ることができる。以上から、本研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中24点であったことから、本研究は、効率的になされるものと認められる。

(有効性の評価項目)

犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等を明らかにする暗数調査の結果や他の機関では調査自体が困難な精神障害を有する犯罪被害者に関する調査結果を分析する本研究の成果については、研究部報告や犯罪白書を通じて公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者によって立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において利用されたりするなど多様な場面において、利用されることが見込まれる。したがって、法令・施策の立案、

事務運用の改善の検討や、大学の研究等に大いに利用されることが見込みである。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと認められる。

(総合評価)

したがって、総合的評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果が見込まれる」と評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和4年7月25日～8月5日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

〔意見及び回答〕

別添「令和4年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号1-1ないし1-6のとおり

〔反映内容〕

別添「令和4年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号1-4のとおり、報告書2(2)目的・目標につき、基礎資料の提供だけでなく、被害防止及び被害者支援等の施策の提言を実施することを目的とする旨を追記した。

6. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

「犯罪被害者等基本計画」(平成17年12月27日閣議決定)

- 第4-2-(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

「第2次犯罪被害者等基本計画」(平成23年3月25日閣議決定)

V-第4-2-(5) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討

「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)²

施策番号212 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定)³

施策番号230 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

昭和61年版犯罪白書「犯罪被害の原因と対策」

平成11年版犯罪白書「犯罪被害者と刑事司法」

研究部報告7「犯罪被害の実態に関する調査」

研究部報告10「第1回犯罪被害実態(暗数)調査」

研究部報告18「第1回犯罪被害実態(暗数)調査(第2報告)」

研究部報告29「第2回犯罪被害実態(暗数)調査」

研究部報告39「第2回犯罪被害実態(暗数)調査(第2報告) 国際比較(先進諸国を中心に)」

研究部報告41「第3回犯罪被害実態(暗数)調査」

研究部報告49「犯罪被害に関する総合的研究-安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果(第4回犯罪被害者実態(暗数)調査結果)-」

*1 層化二段無作為抽出法

行政単位（都道府県・市町村）と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し（層化）各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して（二段）各地点ごとに一定のサンプル抽出を行うもの。

*2 「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）

施策番号212 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。

*3 「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）

施策番号230 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

法務省において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	6回目となる暗数調査を行い、これまでの結果も参照して経年比較を行うとともに、特性に着目した犯罪被害者の実態につき詳細な調査を行うことは、実態に即した刑事に関する施策の検討のための重要な基礎資料としての意義がある。また、犯罪被害者等基本計画においては、これまで法務省における犯罪被害実態調査に関する必要性について言及しており、最新の第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年4月1日から令和7年度末)においても「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施」(施策番号230)が盛り込まれており、本研究は、法務省の施策と密接に関連する研究であって実施の必要性が極めて高いものである。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる6回目の調査であり、これまでの研究との比較及び国際的な比較が可能な暗数調査に加えて、プライバシー性が極めて高い犯罪被害者の個人情報に容易にアクセスできないために先行研究が限られている中で、刑事事件記録や判決書を活用して行う特定犯罪被害者調査を併せて行う本研究は、他の研究機関等において代替する研究の実施が困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	暗数調査は、定期的実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第5回調査から4年が経過している上、法務総合研究所が過去に行った犯罪被害者の実態等に係る調査研究から相当の年月が経過しているところ、今般、前記基本計画が策定されるなど犯罪被害者の実態やニーズの把握等がより一層求められ、その救済が喫緊の課題となっている情勢にあることから、できる限り早期に本研究を実施する必要がある。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	暗数調査の調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約200か所の地点から全国の16歳以上の男女7,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みであり、調査対象の設定として適切である。特定犯罪被害者調査については、精神に障害を有する犯罪被害者が、遭遇した被害等を適切に申告できないまま潜在してしまう可能性があり、その実態が把握困難であることなどを踏まえ、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者を調査対象としており、基本的に合理的であるものの、精神作用物質による依存症等も含まれることとなり、調査対象が広すぎる可能性もあるため、なお検討を要する。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、刑事司法分野の実務家である法務省法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施する暗数調査と、前記研究官が刑事事件記録等による調査を実施する特定犯罪被害者調査を併せて行い、得られた調査結果につき専門家の助言を得ながら、前記研究官が統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであり、適切な実施体制・手法に基づいている。特定犯罪被害者調査については、判決書や刑事事件記録等による調査だけでは、統計的に有意な量的調査を行えるか疑問の余地があり、判決後の事情等についての実態把握も不十分と思われることから、質的調査を充実させるその他の調査手法を更に検討する必要がある。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	暗数調査については、全国にまたがる対象者からの聞き取り調査及びその集計を法務省法務総合研究所の研究官等が自ら行うことが極めて困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施するものであり、集計されたデータの分析は、前記研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。特定犯罪被害者調査については、前記研究官が刑事事件記録や判決書により情報を収集するものであり、経費を抑えつつ、分析に必要な情報を得ることができる。以上から、本研究手法は、費用対効果の観点から十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等を明らかにする暗数調査の結果や他の機関では調査自体が困難な精神障害を有する犯罪被害者に関する調査結果を分析する本研究の成果については、研究部報告や犯罪白書を通じて公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者によって立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において利用されたりするなど、多様な場面において、大いに利用されることが見込まれる。

評点合計：

64点 / 70点

令和4年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（広島拘置所新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （ - 15 - （2））		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和4年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

広島拘置所は、昭和45年に建築された建物であり、竣工後50年以上経過し、経年による建物や設備の老朽化が著しいことに加え、所要の耐震強度が不足している。また、業務の質の変化や量の増加に対応した必要な諸室を整備するには面積が不足している。これらの機能不備等により、行政事務の円滑な遂行に支障を来している状態にある。

（2）目的・目標

現広島拘置所敷地の一部及び隣地広島法務総合庁舎敷地一部を利用し、広島拘置所の建て替えを行い、現状施設の耐震強度不足、老朽及び面積不足の解消を図ることを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：広島県広島市中区上八丁堀2番6号
 事業時期：令和4年度から
 延べ面積：15,990平方メートル
 入居庁：広島拘置所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。

事業計画の必要性：104点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、既存建物は面積が不十分なほか、耐震基準を満たしていない。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の合理性：100点

・既存施設は、必要となる面積が不十分であることから、増築が必要となるところ、敷地内に増築可能なスペースがないため、同等の性能が確保できる他の案¹は実現不可能である。

（3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）²（別添資料5ページ）：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B2）の評価³（別添資料6ページ）において、特に充実した取組（A評価⁴）及び充実した取組（B評価⁵）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア）A評価の内訳（3項目）

人権（内部からの視線制御、外部からの視線制御）、防災性（浸水への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、保安性（保安性の確保のための特別な対策、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ）B評価の内訳（3項目）

地域性（地域住民への避難場所提供、地域に調和した都市型収容施設）、環境保全性（自然エネルギー利用のための特別な対策、木材利用促進）、耐用・安全性（可動間仕切りの活用）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ）C評価の内訳（1項目）

ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（1）（2）及び（3）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

令和4年7月25日～8月5日

（2）実施方法

持ち回り審議

（3）意見等の概要

〔意見及び回答〕

別添「令和4年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号2-1のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在地での増築を想定したもの。

*2 「基本機能（B1）」

基本性能（B1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。


*4 「A評価」

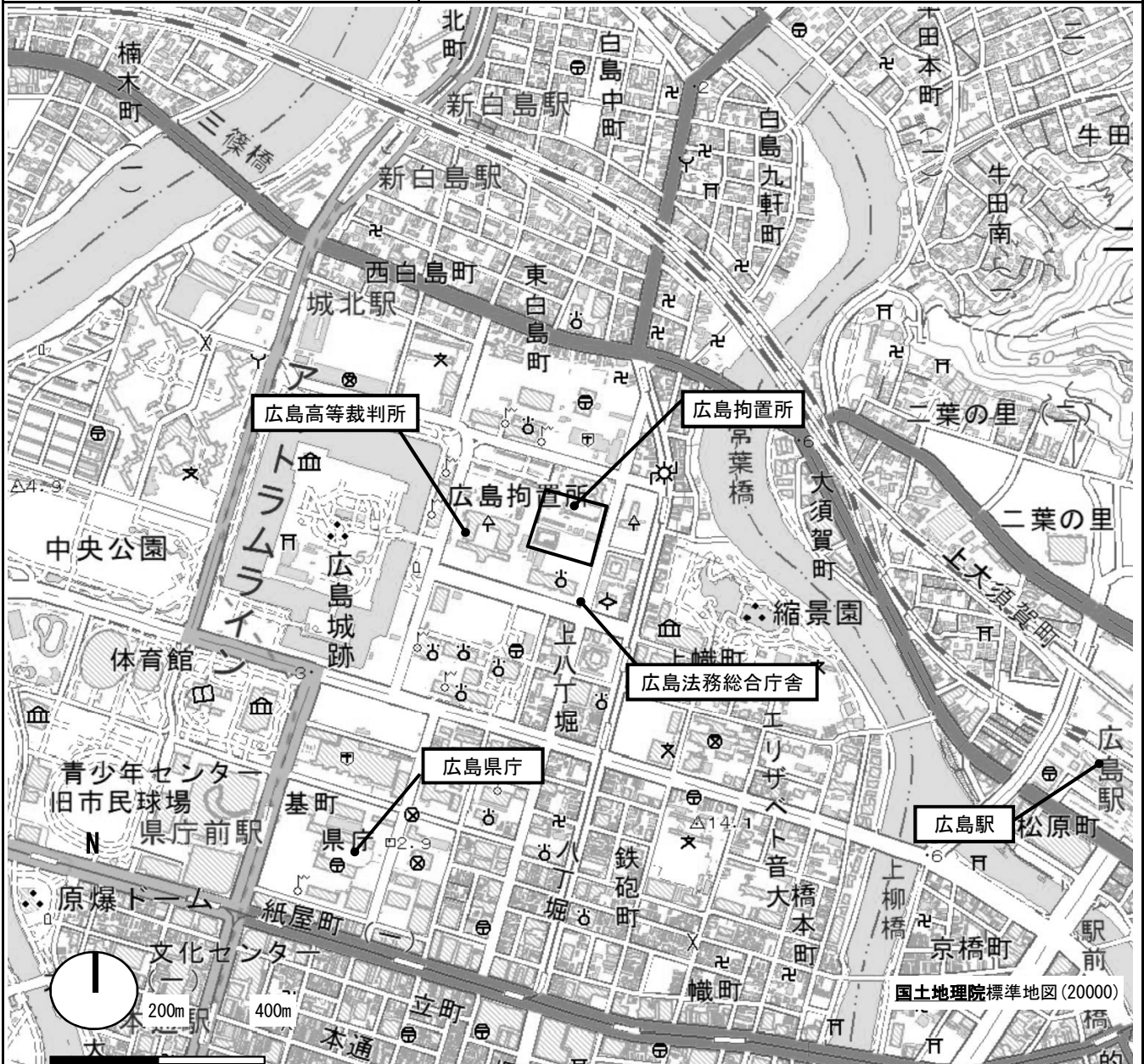
- B 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
- * 5 「B 評価」
- C 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

広島拘置所新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設


 行政施設、交通施設、現在地、
計画地



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	広島拘置所	JR広島駅より徒歩約20分

2 整備方針

○ 広島拘置所

目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和 ○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮	
	来訪者対応機能の充実 ○面会待合室、面会室等の機能改善 ・面会室、待合室の充実	
	円滑な業務の遂行 ○調室、面接調査室等の機能改善 ・調室、面接調査室等の充実	
	被収容者の処遇、生活環境の改善 ○居室（単独室、共同室）の機能改善 ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保	
	職員の執務環境の向上 ○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応	
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
		○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上 ○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）	

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評価点							備考	評価点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2.500以下	3.000以下	3.500以下	4.000以下	4.500以下	5.000以下	6.000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左	80%以下 同左	同	同		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	8
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合						なるべく速やかに返還すべきもの			
	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上著しくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備			施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来行者の利用上著しく支障があるもの		6
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相応低いもの		法令による基準以下であるもの		
法令等	法令等に基づく整備			法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。		
加算点(法務総合庁舎計画等)										
合計									104	

主要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地裏書	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.0
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	業務と業務内容等との関連が不明確	1.0
構造	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	
			標準的な構造として計画されている	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点(各係数の積×100倍)						121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(広島拘置所)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 跡地の有効活用 地域性のある材料の採用 地域住民との連携 オープンスペースの設置 	<p>地域住民への避難場所提供 緑地確保</p> <p>地域に調和した都市型収容施設</p>	<p>A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下</p> <p>B</p>
	人権	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 特別な省エネ機器の導入 緑化のための特別な対策 自然エネルギー利用のための特別な対策 水資源の有効活用のための特別な対策 断熱性向上のための特別な対策 木材利用促進 	<p>内部からの視線制御</p> <p>来庁者との動線分離(送用車両専用車庫)、外部からの視線制御</p> <p>面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)</p> <p>照明制御</p> <p>太陽光発電</p> <p>木造化、内装等の木質化</p>	<p>A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下</p> <p>A</p> <p>B</p>
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 	<p>木造化、内装等の木質化</p>	<p>A評価 B評価 C評価</p> <p>C</p>
機能性	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 火災への特別な対策 浸水への特別な対策 強風への特別な対策 落雷への特別な対策 構造体に係る業務継続のための特別な対策 ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 災害時の対策 保管室の防火性能の確保 保安性の確保のための特別な対策 被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 将来の模様替えに配慮した階高の確保 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 可動間仕切の活用 清掃を容易にするための取組 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	<p>電気室をハザードマップにおける浸水高さより高い位置に設置</p> <p>高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))</p> <p>防火建具</p> <p>送用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化、生体認証装置</p> <p>監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造</p> <p>壁の二重化、生体認証、鉄格子</p> <p>可動間仕切</p>	<p>A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし</p> <p>A</p>
	保安性	保安性	<ul style="list-style-type: none"> 保安性の確保のための特別な対策 被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 将来の模様替えに配慮した階高の確保 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 可動間仕切の活用 清掃を容易にするための取組 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	<p>電気室をハザードマップにおける浸水高さより高い位置に設置</p> <p>高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))</p> <p>防火建具</p> <p>送用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化、生体認証装置</p> <p>監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造</p> <p>壁の二重化、生体認証、鉄格子</p> <p>可動間仕切</p>
経済性	耐用・保安性	<ul style="list-style-type: none"> 将来の模様替えに配慮した階高の確保 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 可動間仕切の活用 清掃を容易にするための取組 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	<p>可動間仕切</p>	<p>A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし</p> <p>B</p>

令和4年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（広島法務総合研修寮（仮称）新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （ - 15 - (2) ）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和4年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

矯正研修所広島支所研修寮は昭和56年に、法務総合研究所広島支所研修寮は昭和41年に建築され、いずれの官署も外壁の劣化によるクラック等が発生するなど、経年による老朽化が著しい。また、バリアフリー化がされていないため、車椅子利用の研修生の利用が困難となっている。

以上のことから、いずれの官署も、利用者への対応や研修の円滑な遂行に支障を来している状態にあり、その解消が求められているところ、これに加えて、国有財産（国有地）の効率的活用のため、これらの官署を1か所に集約整備することも求められている。

(2) 目的・目標

矯正研修所広島支所研修寮及び法務総合研究所広島支所研修寮を集約した研修寮として整備し、老朽、面積不足及び施設の不備の解消を図るとともに、集約・立体化によって余剰国有地を確保することにより、国有財産の有効活用を図ることを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：広島県広島市中区吉島西2丁目2番29号

事業時期：令和4年度から

延べ面積：4,990平方メートル

入居庁：矯正研修所広島支所研修寮

法務総合研究所広島支所研修寮

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。

事業計画の必要性：103点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、既存建物は面積が不十分となっている。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の合理性：100点

・他の案¹⁾では、敷地内に必要とする規模の増築ができないことから、事業案と同等の性能を確保できない。

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）²⁾（別添資料5ページ）：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能(B 2)の評価³(別添資料6ページ)において、充実した取組(B 評価⁴)が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) B 評価の内訳(4 項目)

地域性(地域住民との連携、景観性)、環境保全性(特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、木材利用促進)、防災性(落雷への特別な対策)、耐用・保全性(可動間仕切の活用)に対して充実した取組が計画されている。

(イ) C 評価の内訳(3 項目)

人権、ユニバーサルデザイン、保安性に対して一般的な取組が計画されている。

以上(1)(2)及び(3)より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和4年7月25日～8月5日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

〔意見及び回答〕

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

法務総合研究所広島支所研修寮を矯正研修所広島支所研修寮敷地に増築することを想定したもの。

*2 「基本機能(B 1)」

基本性能(B 1)が基準レベル(100点)以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果(B 2)に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年12月25日付け建設省告示第2379号)」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」(C 評価)とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「B 評価」

C 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

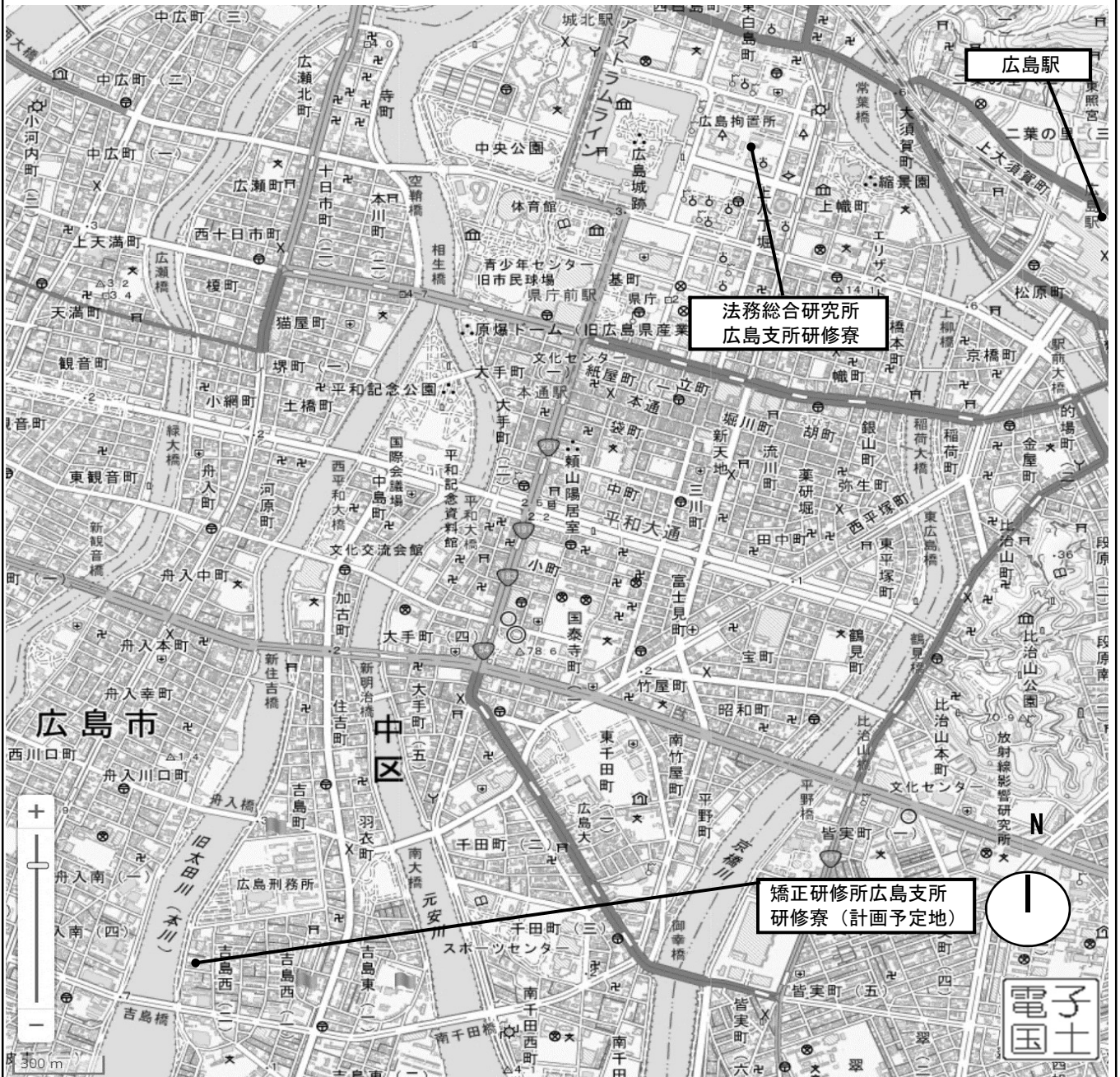
広島法務総合研修寮（仮称）新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設



行政施設、交通施設、現在地、
計画地



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	矯正研修所広島支所研修寮	JR広島駅より車で約15分
2	法務総合研究所広島支所研修寮	JR広島駅より徒歩約20分

2 整備方針

○ 研修施設（矯正研修所広島支所、法務総合研究所広島支所研修寮）

目的	方針	
研修業務の質的・量的変化への対応	地域との調和	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観に調和した施設計画 ○ 安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの視線の制御
	施設利用者対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者、高齢者及び女性のための機能充実 ・ 施設利用者用経路の明確化 ○ 駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要駐車台数の確保
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 保管機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料室、図書室、各種倉庫スペースの充実 ・ 位置及び搬入経路の確保 ・ セキュリティーの確保 ・ 適切な保存機能の確保
	環境負荷の小さな施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域風土を考慮した計画 ○ ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用) <ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷の抑制 ・ 自然エネルギーの利用 ・ エネルギー資源の有効利用 ○ 環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然材料の利用 ・ リサイクル材料の利用
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)
	フレキシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評価点							備考	評価点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左					
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主理員として取り上げる。	7
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		
分散	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かなないと妨害となるもの		区画整理等があるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの		
	都市計画の関係	地域性上の不適	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの		80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
立地条件の不良	位置の不適		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しい支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主理員として取り上げる。	6
	衛生条件の不良	採光、換気不良	法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	法令による基準以下であるもの	新設新営の主理員として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、協議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理員として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合計										103

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地整備	国有地の所管書予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1 自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			1.0 整備の見込なし
敷地形状	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		1.1 都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0 規模未定
規模	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	構造	単独行舎、 総合庁舎 としての	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	
		整備条件 機能性等	総合庁舎として計画された適切な構造、機能として計画されている	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない
評価点 (各係数の積 × 100倍)						121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の物果(B2)に関する評価指標(広島法務総合研修(仮称))

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 跡地の有効活用 地域性のある材料の採用 地域住民との連携 オープンスペースの設置 	<p>地域住民への避難場所の提供(水害時を除く)</p> <p>周辺都市環境への配慮(景観計画重点地区、色彩計画に配慮)</p>	<p>A:3つ以上該当</p> <p>B:2つ以上該当</p> <p>C:1つ以下</p>
	人権	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 采庁者の人権に配慮した建物計画 特別な看エネ機器の導入 緑化のための特別な対策 自然エネルギー利用のための特別な対策 水資源の有効活用のための特別な対策 断熱性向上のための特別な対策 木材利用促進 建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の通用対象外施設である。 		<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
環境保全性	環境保全性		<p>照明制御</p> <p>太陽光発電</p>	<p>B:2つ以上該当</p> <p>C:1つ以下</p>
	ユニバーサルデザイン		<p>木造化、内装等の木造化</p> <p>(参考)</p> <p>多目的便所、車椅子利用者用居室</p>	<p>A:評価</p> <p>B:評価</p> <p>C:評価</p>
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 火災への特別な対策 浸水への特別な対策 強風への特別な対策 震害への特別な対策 構造体に係る業務継続のための特別な対策 ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 災害時の対策 保管室の防火性能の確保 保管室の確保のための特別な対策 被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 将来の規模拡大に配慮した階高の確保 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 	<p>高度な雷保護(SPD(通電流保護装置))</p>	<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
	保安性			<p>A:2つ以上該当</p> <p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>
経済性	耐用・保全性	<ul style="list-style-type: none"> 可動間仕切の活用 清掃を容易にするための取組 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	<p>可動間仕切</p>	<p>B:1つ該当</p> <p>C:該当なし</p>

令和4年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（横浜法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （ - 15 - (2) ）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和4年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

横浜法務合同庁舎は、昭和42年に建築され、経年による老朽化に加えて、海に近いことから、潮風により鉄部を始めとした建物各部の傷みが顕著な状況になっている。

また、昭和58年に増築されているが、業務の質の変化や量の増加に対応した諸室を整備するには面積不足である。

そのほか、倉庫等の面積不足により、書類の一部を別施設に保管しているなど、行政事務の円滑な遂行に支障を来している状態にある。

(2) 目的・目標

業務効率の改善及び合理化を図るとともに、老朽、面積不足を解消することで利用者へのサービス向上を図ることを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：神奈川県横浜市中区日本大通9番地

事業時期：令和4年度から

延べ面積：17,731平方メートル

入居庁：横浜地方検察庁

横浜公安調査事務所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：106点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、既存建物は面積が不十分となっている。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

・他の案¹⁾では、敷地内に必要とする規模の増築ができないことから、事業案と同等の性能を確保できない。

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）²⁾（別添資料6ページ）：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B2）の評価³（別添資料7ページ）において、特に充実した取組（A評価⁴）及び充実した取組（B評価⁵）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A評価の内訳（4項目）

人権（被疑者・被収容者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、環境保全性（特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、水資源の有効活用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進）、防災性（浸水への特別な対策、落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、保安性（保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者・保護観察対象者の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳（1項目）

耐用・保全性（可動間仕切の活用）に対して一般的な取組が計画されている。

(ウ) C評価の内訳（2項目）

地域性（景観性）、ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（1）（2）及び（3）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和4年7月25日～8月5日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

〔意見及び回答〕

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在地（検察庁敷地）での増築・模様替えを想定したもの。

*2 「基本機能（B1）」

基本性能（B1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」


B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

横浜法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設	
 <p>行政施設、交通施設、現在地、 計画地</p>	<p>〔裁判所〕 施設名：横浜地方裁判所 移動距離：0.05 km</p>



官署No.	官署名称	アプローチ
		〔鉄道〕
1	横浜法務総合庁舎	地下鉄みなとみらい線日本大通り駅より徒歩約1分
2		

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検察業務の質的・量的変化への対応</p>	<p>来庁者対応機能の充実 検察業務への理解</p> <p>○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	<p>○ バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
	<p>○ 駐車場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	<p>犯罪被害者等への配慮</p> <p>○ 犯罪被害者等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	<p>業務効率、検察官支援機能の充実</p> <p>○ 調室機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ 協働執務体制への配慮
	<p>○ 付随機能等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
	<p>○ 窓口機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	<p>○ 保管機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
<p>防犯性の向上</p> <p>○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保 	

○ 公安調査事務所	
目的	方針
公安調査業務の質的・量的変化への対応	業務処理機能の充実 ○事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
	○会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保
	○保管機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間に基づく資料保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 (空調設備等の設置、防災安全性の確保及び保安安全性の確保) ・セキュリティーの充実

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 <small>(ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用)</small> <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評価点							備考	評価点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2.500以下	3.000以下	3.500以下	4.000以下	4.500以下	5.000以下	6.000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	4
			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの	借用期限が切れないと妨害となるもの	緊急に返還すべきもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離があるもの		
分散	事務能率低下、連絡困難	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のもの又は7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	8
			街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		
都市計画の関係	地域性上の不適	位置の不適	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	80点以下
			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		
立地条件の不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	4
			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	4
			施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		
衛生条件の不良	採光、換気不良	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	新設新営の主理由として取り上げない。	10
			法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備	法令等に基づく整備		
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	106
			法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの		
加算点(法務総合庁舎計画等)									10	
主要要素									106	
従要素									106	

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地整備	国有地の所管書予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1 自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			1.0 整備の見込なし
敷地形状	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		1.1 都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0 規模未定
規模	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	構造	単独行舎、 総合庁舎 としての	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	
		整備条件 機能性等	適切な構造、機能として計画されている	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない
評価点 (各係数の積 × 100倍)						121

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(横浜法務総合庁舎)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 跡地の有効活用 地域性のある材料の採用 地域住民との連携 オープンスペースの設置 	<p>関内地区都市形成ガイドラインに基づく計画</p>	<p>A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下</p>
	人権	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の人権に配慮した建物計画 被害者、被被害者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 来庁者の人権に配慮した建物計画 特別な看エネ機器の導入 緑化のための特別な対策 自然エネルギー利用のための特別な対策 水資源の有効活用のための特別な対策 断熱性向上のための特別な対策 木材利用促進 	<p>来庁者との動線分離(輸送用車両専用車庫) 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室) 照明制御 太陽光発電 雨水利用設備 高性能ガラス(ペアガラス) 木造化、内装等の木質化</p>	<p>A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし</p>
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の通用対象外施設である。 		<p>A B C</p>
	ユニバーサルデザイン			
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 火災への特別な対策 浸水への特別な対策 強風への特別な対策 落雷への特別な対策 構造体に係る業務継続のための特別な対策 ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 災害時の対策 保管室の防火性能の確保 保安性の確保のための特別な対策 被害者、被被害者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 保管室の防犯性能の確保のための特別な対策 将来の模様替えに配慮した階高の確保 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 可動間仕切の活用 清掃を容易にするための取組 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置 	<p>電気室をハザードマップの浸水深さより高い位置に設置 高度な雷保護(SPD(過電流保護装置)) 防火器具、防火設備(FD)、耐火間仕切 輸送用車両専用車庫(シャッター付) 監視カメラ 電子錠 可動間仕切</p>	<p>A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし</p>
	保安性			
経済性	耐用・保全性			

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

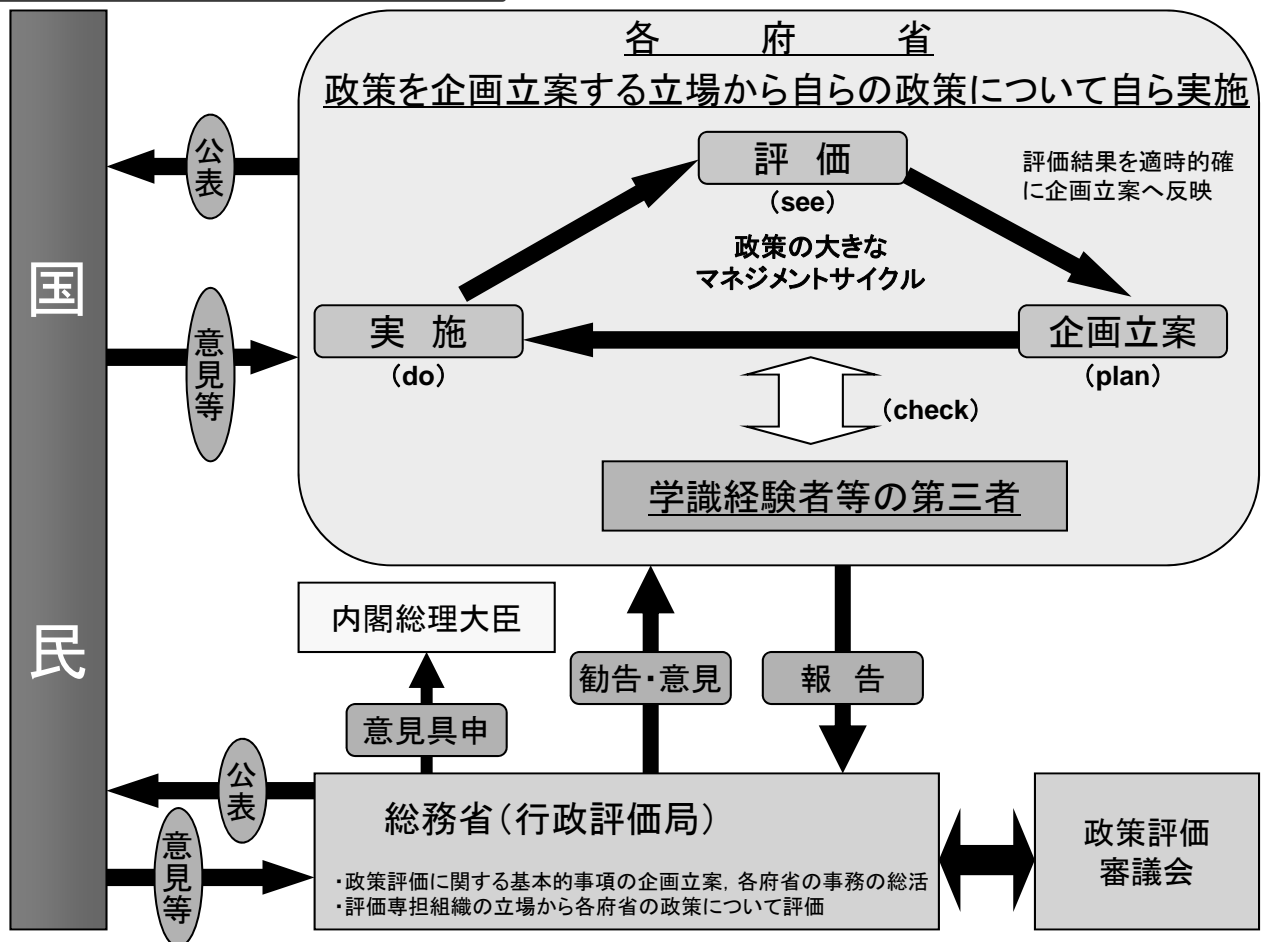
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

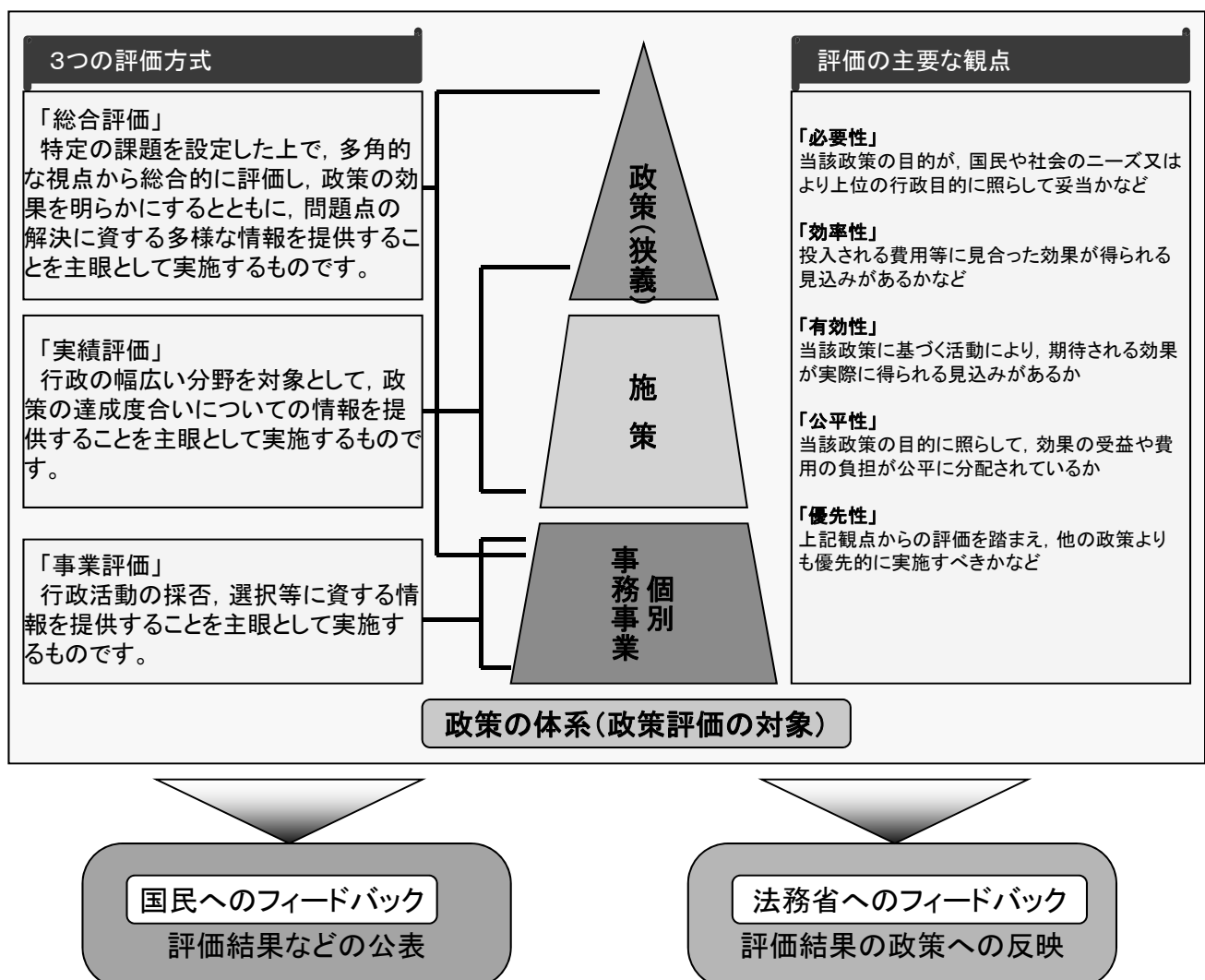
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

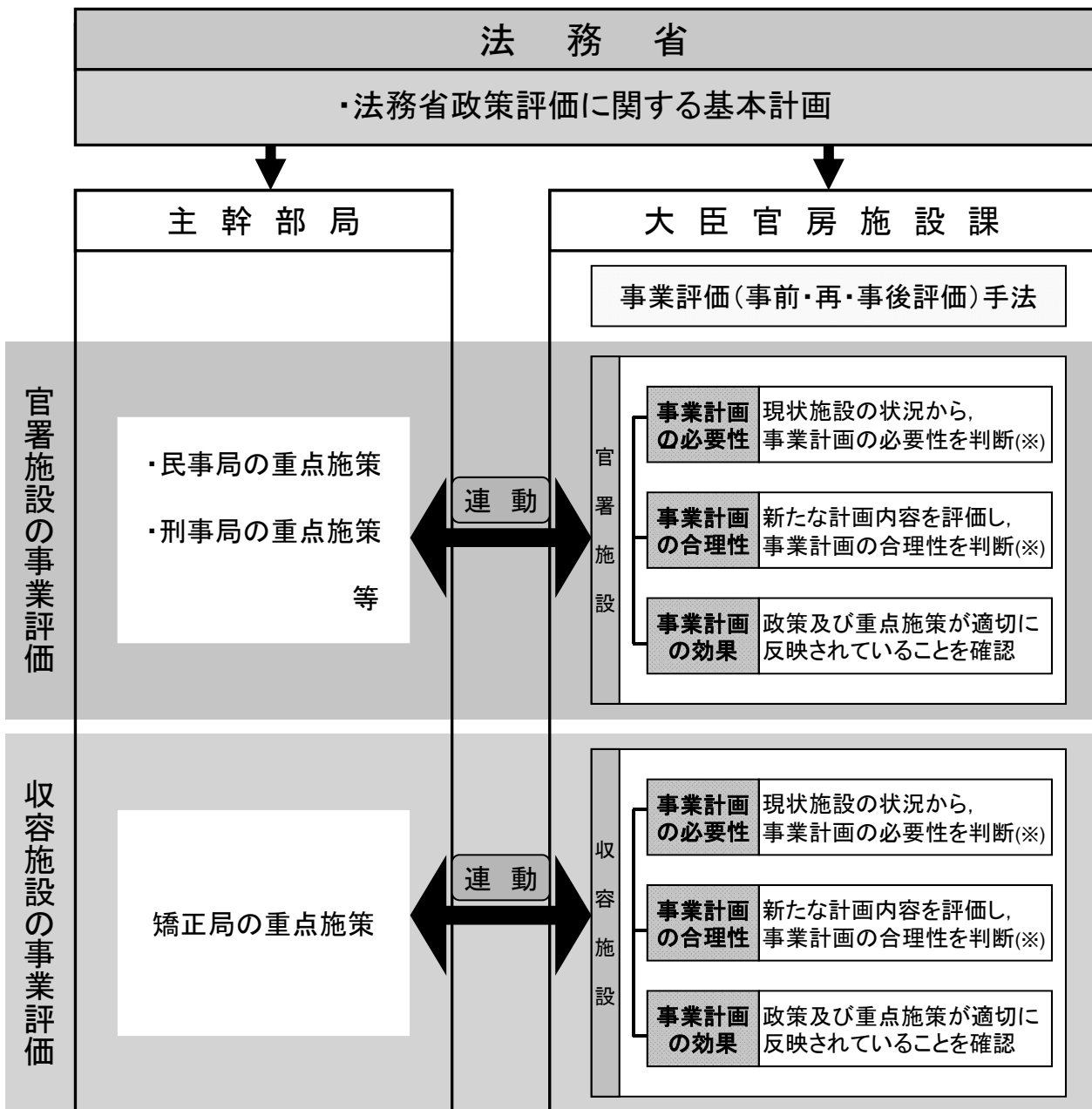
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

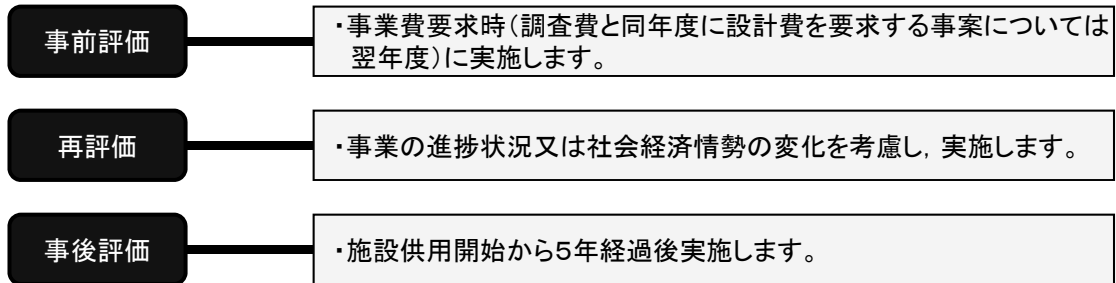


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

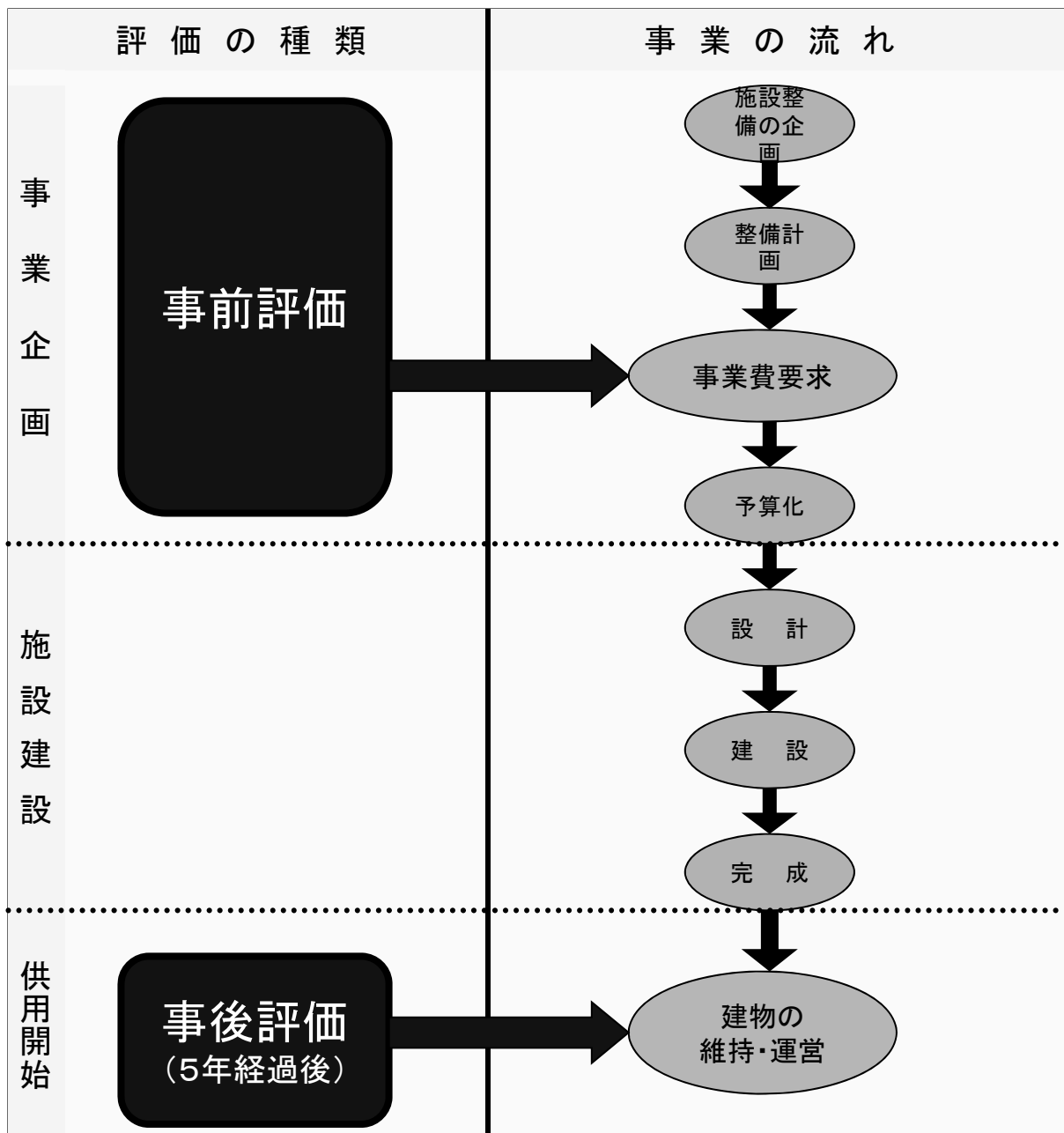
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借入返還	立退要求がある場合		借入期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不道			位置が不道当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移設及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1-1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究)	伊藤委員	P8 ウ 特定犯罪被害者調査 (ア) 調査内容 調査対象者	<p>調査対象の障害者について、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者が妥当かどうか。被害実態からみると、たとえば車イス利用者など身体障害を持っている方も被害にあいやすいと考えられる。第4次犯罪被害者等基本計画における「障害者」は身体、知的の面などでハンディのある方を想定しているのではないかと。このように対象者を限定した理由を伺いたい。また報告書内にあるように物質依存症の方が多くを占めたり、統合失調症の方が多数になる可能性はないか。</p>	<p>御指摘のとおり、第4次犯罪被害者等基本計画における「障害者」は身体、知的の面など様々なものがあり得るところですが、精神に障害を有する犯罪被害者については、自らが遭遇した被害等を適切に申告できないまま潜在化させてしまうことが多い上、どのような犯罪がどれくらい発生しているかという実態を定点的に明らかにするための被害実態(暗数)調査でも、アンケート方式が採られていますので、これに適切に回答するのは難しく、その被害実態の把握が特に困難であると考えられます。そのため、精神に障害を有する犯罪被害者について、被害実態(暗数)調査とは別の方法による調査の対象とするものです。身体面でハンディのある方については、今回の調査研究では、第6回被害実態(暗数)調査の中で、できる限り実態を把握したいと考えています。</p> <p>また、一口に「精神障害者」といっても、その種類は多種多様であり、一義的に定義することは困難であることから、今回の調査研究においては、まずは精神保健福祉法第5条に規定する「精神障害者」を対象とすることとしたものです。今回の調査研究において、物質依存症、統合失調症の方がどの程度の割合を占めることとなるのかは、現時点において判断とはしませんが、その他の障害を有する者についての被害実態に関する調査につきましては、いただいた御意見等も踏まえ、調査対象の範囲や方法等を検討してまいりたいと考えています。</p>
1-2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究)	伊藤委員	P9 効率性の評価項目	<p>前記の項目とも重なるが、「精神作用物質による依存症等も含まれることとなり、調査対象が広すぎる可能性もあるため、なお検討を要する」とあるが、実際、どのような検討をするのか、検討のうえ修正する余地があるのか、伺いたい。</p>	<p>調査対象が適切な範囲となるよう十分な検討を尽くし、必要があれば、修正する余地もあり得ると考えています。</p>
1-3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究)	伊藤委員	P8 ウ 特定犯罪被害者調査 (イ) 調査方法 P18 効率性の項目5 研究の実施体制・手法が適切であるか	<p>「精神に障害を有する者が被害者となった刑事事件の判決書や刑事確定記録を調査する。」とあるが、これだけでは被害実態に迫れないのではないかと。</p> <p>刑事手続きに至らない被害者の方も多くいるはずである。障害者の方の犯罪被害の実態を解明するには、たとえば民間被害者支援団体や相談機関等の協力を得て、そういった団体・機関で関わりをもった障害者の被害実態調査を実施する必要があるのではないかと、その点についての見解を伺いたい。</p> <p>調査費用の問題(費用対効果)もあるのかもしれないが、法務省にとって入手しやすい刑事記録等のみを分析しても、ごく一部の实態しか明らかにならないと考える。こうした調査は必要性が高いだけに、被害者支援に役立つ知見を得なくては意味がない。同調査における調査方法について、その妥当性を説明していただきたい。</p> <p>また、18ページの効率性の項目5には「質的調査を充実させるその他の調査手法を更に検討する必要がある。」とあるが、具体的にどのような調査手法を検討する予定なのか、伺いたい。</p>	<p>御指摘のとおり、刑事手続に至らない犯罪被害者が存在することは承知していますが、特定犯罪被害者調査の対象としている精神に障害を有する者については、自らが遭遇した被害等を適切に申告できないなどの特性に配慮し、客観証拠等により裏付けられる被害等を分析することにより、実態解明の正確性を期するものです。他方で、刑事手続に至らなかった犯罪被害者については、特定犯罪被害者調査の中で行う質的調査や、併せて実施する第6回犯罪被害実態(暗数)調査により、できる限り解明・分析したいと考えています。</p> <p>質的調査を充実させるその他の調査手法については、検討中ではありますが、御指摘も踏まえ、例えば、判決後の事情、犯罪被害による多方面への影響等について、被害者への様々な支援を行っている国内外の諸団体等の実地調査や国内外の知見に関する文献調査等を検討してまいりたいと考えています。</p>

No.	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1-4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究)	井上委員	P7 (2)目的・目標	<p>施策の概要に「必要な刑事政策上の提言を行う。」とありますが、(2)目的・目標には「基礎資料を提供することを目的とする。」となっています。</p> <p>施策の目的に合致するためには、基礎資料の提供だけでなく、被害防止及び被害者支援等の施策の提言についても実施することを検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、被害防止及び被害者支援等の施策の提言を実施することについても検討してまいります。</p> <p>報告書2(2)目的・目標の該当箇所につきましては、「有効かつ適切な被害防止及び被害者支援等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供するとともに、それらの施策の提言を実施することを目的とする。」に改めます。</p>
1-5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究)	篠塚委員	P9 (効率性の評価項目) 「質的調査を充実させるその他の調査手法を更に検討する必要があるものの、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。」	<p>更に検討する必要があるとされる質的調査を充実させるその他の調査手法とは、具体的には、どのような質的調査が想定されているのでしょうか。</p>	<p>検討中ではありますが、例えば、判決後の事情、犯罪被害による多方面への影響等について、被害者への様々な支援を行っている国内外の諸団体等の実地調査や国内外の知見に関する文献調査等を検討してまいりたいと考えています。</p>
1-6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究)	宮園委員	調査に関して	<p>一般に調査を実施する場合、大学の場合倫理審査を経て行われますが、法務総合研究所等で実施する場合、調査や調査票についての倫理審査というのはどうなっているのでしょうか？調査結果を報告する際、必ず倫理審査を受けたことを明記することになっていますが、法務省法務総合研究所による調査において、そのような記載をみたことが、無いように思います。この「研究評価検討委員会」がそうした倫理審査機能も担っているということなのでしょうか？</p>	<p>法務総合研究所が行う調査研究につきましては、行政機関が行う政策の評価に関する法律第6条に基づく「法務省政策評価に関する基本計画」等に則って計画、実施しており、調査等の倫理面についても、まずは法務総合研究所が研究計画及び研究結果を検証するために外部の学識経験者等を招いて設置している研究評価検討委員会において、「代替性のない研究であるか」「研究における調査対象の設定が適切であるか」「研究の実施体制・手法が適切であるか」といった観点から、事前及び事後に評価をいただいています。例えば、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究」に関しましては、本年5月に開催された研究評価検討委員会において、犯罪被害者の個人情報プライバシー性が極めて高いこと等も踏まえて、調査の必要性や調査方法の妥当性等について事前評価を受けました。</p> <p>直近に法務総合研究所が発行した研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」では、調査の概要をまとめた部分において、「倫理的配慮」の項目を設け(9ページ)、研究評価検討委員会の事前評価を経て実施したこと及び行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して研究を実施したことなどを記載しておりますが、御指摘を踏まえ、今後も同様の記載を行うことを検討してまいります。</p>
2-1	施設の整備(広島拘置所新営工事)	朝日委員	P27, 28 事業計画の効果(B2)	<p>機能性のユニバーサルデザインの項目がC評価になっていますが、「建築物移動等円滑化基準を満たしている」(対象外施設ではない)との理解でよいでしょうか。収容の対象者として、高齢者や障がい者が増加している場合のバリアフリー対応の確保の観点での質問となります。</p>	<p>不特定多数の人が利用する施設ではない収容施設であるため、適用対象外の施設です。</p> <p>ただし、一般事務室や外来者が利用する面会エリア等は、基準を満たすようにします。</p> <p>また、収容者が移動する範囲において、必要な箇所については、バリアフリーに配慮した計画とします。</p>